

令和5年 第2回臨時会

(令和5年8月31日)

北薩広域行政事務組合議会会議録

北薩広域行政事務組合議会

令和5年第2回臨時会会議録目次

第1号（8月31日）（木曜日）

1.	開	会	-----	4
1.	開	議	-----	4
1.	会議録署名議員の指名		-----	4
1.	諸般の報告		-----	4
1.	議会運営委員長の報告		-----	4
1.	会期の決定		-----	4
1.	議事日程の報告		-----	5
1.	議	事	-----	5
1.	議案第3号上程		-----	5
	提案理由説明・質疑・討論・表決（原案可決）			
1.	議案第4号上程		-----	6
	提案理由説明・質疑・討論・表決（原案可決）			
1.	閉	会	-----	12

令和5年北薩広域行政事務組合議会第2回臨時会会議録第1号

令和5年8月31日（木曜日）

会議の場所 環境センター（3階大会議室）

出席議員10名

1 番	竹之内 和 満 議員
2 番	宇 都 修 一 議員
3 番	中 浦 雅 彦 議員
4 番	大 田 基 次 議員
5 番	江川野 一 成 議員
6 番	楠 元 康 博 議員
7 番	南 鶴 洋 志 議員
8 番	日 高 信 一 議員
9 番	木 下 孝 行 議員
10 番	出 水 睦 雄 議員

地方自治法第121条の規定による出席者

理事長 椎 木 伸 一

副理事長 西 平 良 将

理事 川 添 健

議会事務

書記長 春 田 和 彦

次長 西 野 竜 一

事務局

松 岡 秀 和	事務局長
大 石 直 樹	総務課長
桐 原 祐 吉	施設管理課長
中 川 淳 一	施設管理課課長補佐
山 下 陽 一	総務課施設整備係長
山 岡 寿 史	総務課庶務係長（議会事務併任）
西 村 典 剛	総務課庶務係主任主査（議会事務併任）

付議した事件

議案第 3 号

鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合規約の変更について

議案第 4 号

工事請負契約の締結について（旧環境センター解体工事）

午前 10 時 00 分 開 会

《開 会》

(木下孝行議長)

おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であり、定足数に達しております。

これより令和 5 年北薩広域行政事務組合議会第 2 回臨時会を開会いたします。

《開 議》

(木下孝行議長)

これより本日の会議を開きます。

《会議録署名議員の指名》

(木下孝行議長)

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、8 番、日高信一議員、10 番、出水睦雄議員を指名いたします。

《諸般の報告》

(木下孝行議長)

諸般の報告を行います。

理事長から提出のありました諸般の報告を議席に配付しておきました。

これで諸般の報告を終わります。

《議会運営委員長の報告》

(木下孝行議長)

ここで、議会運営委員長の報告を求めます。

(出水睦雄議会運営委員長【出水睦雄議員】)

おはようございます。

本臨時会の会期及び日程について、議会運営委員会が協議しました結果につきまして、御報告を申し上げます。

まず、会期日程について申し上げます。

本臨時会の会期は、本日 1 日といたします。

次に、本日の議事日程について申し上げます。

日程第 3 の規約変更議案、及び日程第 4 の契約議案を個別に上程いたします。

なお、日程第 3、及び、日程第 4 は、いずれも委員会付託を省略し、即決の扱いとします。

皆様の御協力をお願い申し上げ、議会運営委員会の委員長報告といたします。

《会期の決定》

日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時議会の会期については、議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日間とすることに決定しました。

《議事日程の報告》

(木下孝行議長)

本日の議事日程は、御手元に配付しているとおりに決めました。

《議 事》

(木下孝行議長)

これより議事日程により、議事を進めます。

《日程第3 議案第3号》

(木下孝行議長)

日程第3、議案第3号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(椎木伸一理事長)

ただいま上程されました、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組規約の変更につきまして、提案理由を説明いたします。

本案は、伊佐北始良環境管理組合の構成市町である霧島市の脱退に伴いまして、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称が変更となることから、鹿児島県市町村総合事務組合の規約の変更について、地方自治法第286条第1項の規定によりまして、同組合から本組合に協議を求められましたので、同法第290条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

変更内容については、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体名において、伊佐北始良環境管理組合を伊佐湧水環境管理組合に変更するものでございます。

よろしく御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

(木下孝行議長)

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
本案は、委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。
討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

《日程第4 議案第4号》

(木下孝行議長)

日程第4、議案第4号、工事請負契約の締結について、旧環境センター解体工事を議題とします。

(椎木伸一理事長)

ただいま上程されました、旧環境センター解体工事の請負契約の締結につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

御案内のとおり、令和2年度末に新環境センターが完成いたしまして、令和3年度から運転を開始したことに伴い、旧環境センターは、その役目を終え、解体の運びとなったところでございます。

この解体につきましては、ストックヤード整備事業に係る一事業としての位置付けであり、令和3年度に循環型社会形成推進地域計画を策定いたしまして、令和4年度に、解体工事前調査業務、仕様書等発注業務、及びストックヤード実施設計の委託業務を執行してきたところでございます。

また、解体工事費につきましては、令和5年度当初予算において、6年度までの債務負担行為を設定しているところであります。

本臨時会に提出しました契約議案については、旧環境センター解体の工事請負契約に係る

もので、地元建設業者を含めた特定建設工事共同企業体の、条件付き一般競争入札としたものであります。

この議案は、工事請負契約の締結に当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び北薩広域行政事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして議会の議決を求めるもので、できるだけ早い時期に解体工事に着手できるよう今回提案するものでございます。

この契約の入札は、令和5年7月7日に行われ、低入札価格調査を経て、8月8日に仮契約を締結しております。

契約の内容ですが、契約金額は、2億9,040万円で、契約の相手方は、前田・小畑特定建設工事共同企業体で、代表構成員が、熊本市南区野田3丁目13番1号、株式会社前田産業、構成員が、出水市野田町下名4553番地11、株式会社小畑商店です。

なお、工期は、令和6年11月29日までとしているところであります。

詳細につきましては、事務局から説明させます。

よろしく御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

(松岡秀和事務局長)

入札の経過や本工事に係る低入札価格調査の結果等について説明いたします。

旧環境センター解体工事は、本年第1回定例会におきまして、予算議決をいただき実施する、ごみ焼却処理施設を含む3つの建築物の解体工事でございます。

このうち、ごみ処理施設は、ダイオキシン類及び重金属等有害物質を含むばいじん等が多く残されていることから、ばいじん等の飛散並びにばいじん等を含む汚水の流出により生じる環境汚染を未然に防止し、工事を実施する必要があるとございます。発注者が設計をして環境汚染が発生した場合、設計と施工の責任の所在が不明確になることから、設計・施工一括発注方式を採用しております。

工期は令和6年11月29日まで、入札方式は特定建設工事共同企業体による条件付一般競争入札、郵便入札でございます。

予定価格は5億9,990万5,000円で、低入札価格調査制度を導入しております。

本工事は、環境省の交付金を活用しておりますが、廃棄物処理施設整備費国庫補助事業につきましては、原則として最低制限価格を設定せず、低入札価格調査制度を活用するよう環境省通知が出されております。

次に主な入札参加要件でございます。

代表構成員は、経営事項審査の解体工事総合評定値が1,000点以上であること、1日50t以上のごみ焼却処理施設の解体工事を元請として完了した実績を2件以上有すること。

ただし、共同企業体での実績は代表者に限るとしてありまして、構成員につきましては、住所が構成市町内にあり、総合評定値を、JV構成員数が2社の場合は750点以上、構成員数が3社の場合は、1社は750点以上、もう1社は650点以上であることとしています。

解体計画の地元説明会におきまして、安全性の確保を求める意見が多く寄せられております。

自治体といたしましても、住民の生命・財産の安全確保は第1に考えるべきことだと思っております。

そして、本工事はダイオキシン等を含む工事でございます。法令等でも特別な手立てをとることが求められている特殊な工事であります。

このようなことから、安全性を担保する客観的事実といたしまして、過去の実績及び評価点を入札参加要件としております。他のほとんどの自治体におきましても、実績を求めておりまして、県内の同種工事で確認できた範囲では、全て実績を求めている状況でございます。

また、本工事は設計・施工一括発注方式であり、実績がなければ設計も難しいと考えています。発注者が設計をして環境汚染が発生した場合、設計と施工の責任の所在が不明確になることから、採用したものでございます。

議会から要望が出されております地元業者の活用につきましては、地元業者には、ごみ処理施設解体の元請実績のある事業者がいないことから、地元業者が確実に参入できるよう地元業者1社又は2社とのJVを条件としています。

次に入札等の経過について説明いたします。

4月13日に組合議会から地元業者から指名、公募するよう要望書提出がございましたので、組合として方向性を検討し、指名委員会等の手続を経て、6月1日に入札公告を行いました。

6月7日に議会から再度の要望書の提出がございまして、6月20日には、議長はじめ合計5名の議員方がお見えになり、公告内容、入札参加要件について質疑応答がございましたが、最終的には、当日都合がつかずにお見えになれなかった2名の方も加えた7名の議員の総意ということで、入札手続中止の検討の申入れがございました。

検討の結果、当該申入れは入札の中止等の要件に当たらないもとの判断いたしまして、入札手続を継続し、6月26日の入札参加申込期限までに2共同企業体からの申込みがございました。入札参加申込みの内容等を確認いたしまして、2者とも入札参加資格が適格であったことから、2者に対し入札書の提出を求め、7月7日に郵便入札の開札を行いました。開札の結果、最低入札価格が調査基準価格未満の価格でありましたことから、落札決定を保留し、低入札価格調査を実施する旨を通知しております。

この低入札価格調査については、組合の実施要領では指名委員会で審査することとなっておりますが、慎重を期すために技術委員会でも審査を行いまして、その結果を踏まえ、指名委員会で最終的に審査することといたしました。

低入札価格調査の中で、7月19日に株式会社前田産業が、落札率37.56%で受注し解体工事を実施した自治体の現地調査を行い、7月25日には入札責任者、配置予定技術者等からの事情聴取を実施しております。

次に、低入札価格調査結果について申し上げます。調査は、低入札調査実施要領及び同実施マニュアルに基づき、当該価格で入札をした理由、入札金額の積算内訳、手持ち工事の状況、手持ち機械の状況、労務者等の具体的供給見通し、過去に施工した公共工事の6項目について実施しています。

提出書類及び事情聴取等による組合の調査結果は、全ての項目において、調査対象者が、仕様書に適合した履行ができないと認めるに足りる事実は見当たらなかったことから、履行が可能であると見込まれるとなりました。

また、今回の本組合の低入札価格調査を補完することを目的に、昨年度、解体工事発注仕様書等作成業務を受託したコンサルタントと随意契約を結びまして、今回の調査対象者から提出された資料の精査をお願いしております。コンサルタントが行った調査におきましても、

今回の入札参加者が発注仕様書に適合した履行ができないという判断に足りる事実は確認できなかったとの調査結果報告を受けております。

そして、7月31日に第3回技術委員会におきまして、組合が実施した低入札価格調査は妥当であるとの審査結果が答申されております。

なお、附帯意見といたしまして、ダイオキシン類除染時については、施工監理を強化することとの意見が付されております。

その後、同日に指名委員会が開催され、低入札価格調査実施要領に基づき審査した結果、入札価格は適切な価格であると理事長に対して通知されたところです。こちらも技術委員会からの答申と同様の附帯意見が付されております。

そして、8月7日の理事会におきまして、全会一致により前田・小畑特定建設工事共同企業体を落札者として決定し、仮契約を締結することが承認され、8月8日に2億9,040万円 で仮契約を締結したところでございます。

以上が、本契約に係る本組合の考え方、低入札価格調査等の説明になりますが、これにより構成市町の負担金の大幅な減額につながることであり、地域住民の安全性の確保とともに、自治体の基本であります、限られた予算を経済的かつ効果的に活用することに資するものと考えております。以上でございます。

(松岡秀和事務局長)

すみません、1か所言い間違いがございました。

予定価格、5億9,999万5,000円と申し上げないといけないところを、5億9,990万5,000円と申し上げました。おわびして訂正いたします。

(木下孝行議長)

これより質疑を許します。質疑ありませんか。

(竹之内和満議員)

低入札価格調査ということで、7月19日に山鹿植木広域行政事務組合の聞き取り調査に向いて調査されてるようですが、どのような内容の調査をされて結果はどうだったんでしょうか、教えてください。

(松岡秀和事務局長)

本組合よりも、落札率が低い工事ということで、適正に工事ができているのかどうかということ、山鹿植木広域行政事務組合に話を聞いております。

聞き取りの内容としましては、工事の状況等は事故もなく、問題なく実施をされており、地域住民からの要望に応じて、防音対策等も実施されたということで聞いております。

また、現場代理人の方が、毎月周辺集落の方に工事の状況を説明するなど、地域に対しても、細やかな対応をとって、全く問題ない工事ができたと聞いております。以上です。

(竹之内和満議員)

問題なかったということなんですが、予定価格と凄く差がありますよね。

山鹿植木が37.56%の落札率、北薩広域でも48.40%なのですが、これだけ予定価格と差が出たということに対して、山鹿植木の方は何か言ってらっしゃいましたか。

(松岡秀和事務局長)

お尋ねしましたところ、業者の受注意欲が非常に高かったと聞いております。

(竹之内和満議員)

山鹿植木の場合、予定価格と落札価格の差があったとしても何の問題もない、そのような結論に達したということですかね。

(松岡秀和事務局長)

結果としては、予定していた工事を安価でできたということで、大変よかったということだったようです。

(木下孝行議長)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を許します。

(江川野一成議員)

おはようございます。

今回上程されました、旧環境センター解体工事請負契約議案に対して賛成の立場で討論いたします。

今回の工事に関し、当組合の構成市町2市1町の多くの解体業者が、ダイオキシン対策工事等の法的資格要件を得ているにもかかわらず、特定建設工事共同企業体の代表構成員にもなれないなど、妥当性の得られない入札参加要件を設けられたことは、地域経済の活性化にも寄与している解体業者にとって、機会損失であることや、周辺住民と構成市町の解体業者との関係で、支障が生じた具体的事情がない中で、多くの構成市町の解体業者が、入札参加できない状況での入札が執行されたことは納得できるものではありません。

また、解体工事にそぐわない工事請負の設計・施工という手法をとられたことや、予定価格の根拠となる見積りを、今回の議案の契約対象者からも、事前に徴していたことなど、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等の観点からも、注意すべきことであり、疑念が残りますが、先の全員協議会において、事務局から多くの関係資料に基づき、詳細なところまで説明があり、本来ならば48.4%の低価格での入札は失格であると思いますが、低入札価格調査制度にのっとり、調査、審査された結果、適正に履行されると判断されたことは、組合として厳しい選択だったと推察されます。

工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化及び安全対策の不徹底などがないよう、省法令や仕様書に基づき、適正な施工が行われるよう厳正に監理されると考えられることから、本議案については賛成します。

皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。

(木下孝行議長)

ほかにありませんか。

(宇都修一議員)

ただいま議題となっております、議案第4号工事請負契約の締結について、賛成の立場で討論いたします。

賛成の理由は、まず第1に公害防止の優先、第2に北薩広域行政事務組合の事務の信頼性、第3に契約金額の妥当性の3点です。

まず、第1の公害防止の優先ですが、その昔、出水市の米ノ津川は、出水製紙の排水のために、アユが1尾もない川でした。また、水俣病では多くの被害者がいらっしやいます。この出水市では、二度と公害が発生するのは許されません。私は昔、環境係という公害担当の係でしたが、日本、そして世界の公害のほとんどは、いろいろな利益を優先させたことが原因の場合がほとんどです。地域の経済発展も大事ですが、絶対に公害防止を優先させるべきです。

第2に広域事務組合の事務の信頼性です。昔から北薩広域行政事務組合は、し尿処理場やごみ焼却場などで、地元の方々に迷惑がかからないように多くの努力をしてきました。今回も地元の方々と協議を重ね、工事の発注について、多くの調査研修をされています。私は十分信頼できる内容だと思います。

最後に3番の契約金額の妥当性ですが、今回金額が安過ぎるのではないかと心配される声もあるようですが、この工事は大きく言いますと、ダイオキシンやアスベストに注意しながら、重機で建物を解体し、運び出し、処分する、そういう流れになると思います。

この野田にある、小畑商店は、皆さん御存じだと思いますが、広大な敷地で、鉄くずやいろいろなものを重機で処理されています。そして、トラックもたくさんあります。

つまり、重機やオペレーター、トラックなど、自前で間に合う部分もたくさんあります。

しかも、この現場から車で5分の距離です。なので、標準の設計金額よりも安く上がるのは妥当ではないかというふうに思います。

以上のことから、この工事請負契約の締結案には賛成の立場でございます。

議員各位におかれましては、御理解くださり、御協賛賜りますようお願い申し上げます、

賛成討論といたします。

(木下孝行議長)

ほかにありませんか。

(「なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

《議決事件の字句等の整理》

(木下孝行議長)

議決事件の字句等の整理について、お諮りいたします。

北薩広域行政事務組合議会会議規則第 43 条の規定により、本臨時会の会議結果作成において、条項、字句、数字、その他の整理については、議長に委任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

以上で、本日の日程は全部終了しました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって令和 5 年北薩広域行政事務組合議会第 2 回臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前 10 時 30 分 閉 会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

北薩広域行政事務組合議会議長

北薩広域行政事務組合議会議員

北薩広域行政事務組合議会議員
